特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブという。 (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県丹羽郡大口町伝右1丁目47番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、大口町内外のすべての住民に対して、スポーツ・文化の振興に関する事業を 行い、スポーツ・文化をとおし、すべてのものが健康で文化的な生活を営むために、地域社会に おける生涯学習の発展に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

- 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
- (1) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

- 第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1)特定非営利活動に係る事業
 - ①文化、芸術又はスポーツの継続的、短期的教室等の開催事業
 - ②健康体力相談事業及び栄養アドバイス等の開催事業
 - ③文化、芸術又はスポーツに関する各種研修会の開催事業
 - ④文化、芸術又はスポーツ指導者育成など学校との協力・連携及び支援活動等の指導者派遣 事業
 - ⑤スポーツの普及及び健康増進のため、スポーツ施設の運営、管理及び警備に関する事業
 - ⑥地域の文化、芸術又はスポーツ等に関する政策提言を推進する事業
 - ⑦文化、芸術又はスポーツに関する情報提供事業
- (2) その他の事業
 - ①文化、芸術又はスポーツに係る備品および用具、図書その他の著作物の販売に関する事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会 員

(種別)

- 第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。
- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し活動を主体的に担い、意志決定を行う個人及び団体
- (2) その他会員
 - ①賛助会員 この法人の目的に賛同し、活動を援助するとともに、サービスを享受する個人及び団体
 - ②一般会員 参加費を支払ってこの法人に参加する会員及び団体

(入会)

- 第7条 正会員の入会についての条件は、特に定めない。
- 2 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は否認する正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人に その旨を通知しなければならない。
- 4 賛助会員として入会しようとするものは、所定の賛助会員申込書を理事長に提出することにより入会する。
- 5 一般会員として入会しようとするものは法人が定める誓約書に署名し申込書を提出することにより入会する。

(入会金及び会費)

- 第8条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。
- 2 その他会員の賛助会員並び一般会員は、法人が別に定める会費を納入しなければならない。 (会員の資格の喪失)
- 第9条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。
- (1)退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

- 第11条 正会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除 名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければなら ない。
- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、特別な理由がない限り返還しない。

第4章 役員及び職員等

(種別及び定数)

- 第13条 この法人に次の役員を置く。
- (1)理事 3人以上15人以内
- (2) 監事 2人
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を事務局長とする。 (選仟等)
- 第14条 理事長は、理事会が推薦し、総会において決定する。
- 2 副理事長、理事、事務局長、事務局次長は、理事長が推薦し、総会において決定する。
- 3 監事は総会において選任する。
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 (職務)
- 第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を 代行する。
- 3 事務局長は、事務局を代表し、この法人の事務を担当する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3)前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(仟期等)

- 第16条 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の 残存期間とする。

3 前2項の規定にかかわらず、任期満了日の属する年度の前事業年度終了後、最初に開催される 総会において、任期満了日前に後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任 期とし、また、任期満了日までに後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後、最初 の総会が終結するまで、その任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを 補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任 することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならな い
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。 (事務局)
- 第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、理事長が任免する。(事務局長、事務局次長を除く。)
- 3 事務局の組織及び管理に関する事項は、必要に応じて理事長が定める。 (顧問)
- 第21条 この法人に法人の役員の他に顧問を置くことができる。顧問は、理事長が推薦し、総会において決定する。

第5章 総 会

(種別)

第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
- (2)解散
- (3)合併
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6)役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7)入会金及び会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

- 第25条 通常総会は、毎年1回開催する。
- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

- 第26条 総会は、第25条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第25条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から2 0日以内に臨時総会を招集しなければならない。また、監事から請求のあった場合は、期限なし とする。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知することとし、併せて出欠確認の用紙並びに委任状の用紙を発送しなければならない。

(議長)

- 第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。 (定足数)
- 第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。 (議決)
- 第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否 同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第30条 正会員の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第28条及び第29条第2項の適用については、総会に 出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2)正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

- 第32条 理事会は、理事をもって構成しこの法人の全ての機関(総会を除く。)を掌握する。 (権能)
- 第33条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1)総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

- 第34条 理事会は、次の名号のいずれかに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3)第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。 (招集)
- 第35条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第34条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知し出欠確認の用紙並びに委任状を発送しなければならない。
- 第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

- 第37条 理事会における議決事項は、第35条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第38条 理事の表決権は、平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

- 第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあっては、その旨を付記すること)
- (3)審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 運営機関

(運営委員会)

- 第40条 運営委員会は、各部門の調整及び総括を行う。
- 2 運営委員会の構成は、運営委員長、副運営委員長、指導者及び会員代表者等とする。
- 3 運営委員会の構成メンバーに関する選出方法は、別の規則に定める。
- 4 運営委員長及び副運営委員長は、運営委員会メンバーの互選とする。
- 5 運営委員長は、運営委員会を代表して会務を執行する。
- 6 副運営委員長は、運営委員長を補佐し運営委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。
- (1)設立当初の財産目録に記載された資産
- (2)入会金及び会費
- (3) 寄付金品、補助金品、協賛金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の 事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。 (会計の区分)

第45条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の 事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

- 第47条 第46条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事 長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることが できる。
- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

- 第48条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 2 予備費は、理事長の専決で充用することができる。ただし、次回の理事会で報告しなければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又 は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

- 第50条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は 、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければ ならない。
- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合は、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第54条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。
- (1) 総会の決議
- (2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由よりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属)
- 第55条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。) したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会で決議した者に譲渡するものとする。

(合併)

第56条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を 経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

(細別)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 尾関道弘副理事長 徳田辰平副理事長 山田博司理 事 酒井孝夫同 畠山弘宣 加藤敏雄

同 丹羽厚之

同 古田政一

同中道誠

事務局長 長谷川 哲也

監 事 丹羽紀雄

同泉原実

- 3 この法人の設立当初の役員任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第48条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第53条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。 正会員
 - (1)入会金 1,000円
 - (2) 年会費 5,000円

賛助会員

(1) 年会費 1,000円

附 則

この定款は、平成18年5月27日から施行する。

(住所変更で第2条変更)

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成18年10月19日)から施行する。 (事務局次長の追加で第14条、第21条変更)

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成21年1月23日)から施行する。 (文化・芸術の追加で第5条変更)

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成24年10月19日)から施行する。 (施設警備事業の追加で第5条変更)

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成27年8月14日)から施行する。 (文言表記で第24条、第43条、第48条、第49条、第50条、第52条、第55条、第56条、 第57条変更)

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成28年9月9日)から施行する。

(住所変更で第2条変更 事業の表記変更で第3条変更 文言表記で第6条から第9条、第11条から第18条、第21条、第25条、第26条、第30条、第32条、第34条、第35条、第38条、第40条、第43条から第56条、第69条、第70条変更 運営機関及びクラブ員等の文言削除で第41条、第42条、第59条から第68条削除)

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成29年9月22日)から施行する。

(役員の種別人数表記追加で第13条変更、職員の任免の文言追加で第20条変更、文言の間違いの修正で第24条、第25条変更)

附 則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日(平成30年5月25日)から施行する。

(役員の任期伸長についての追加で第16条変更、特定非営利活動促進法の改正に伴い第57条変更)